

フルハーネス型
墜落制止用器具
特別教育



労働安全・労働衛生コンサルタント
椎野由裕

1. 関係法令

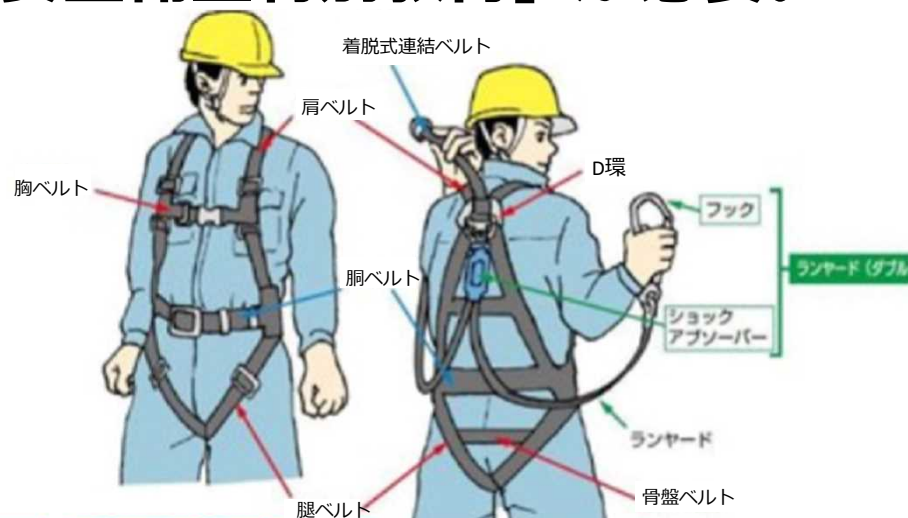
安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

今回の改正等のポイント ⇒基本3点

1. **名称**を安全帯から「墜落制止用器具」に変更。
2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが**原則**。
3. フルハーネスを使用するなら「**安全衛生特別教育**」が必要。

但し、これは原則であり、例外と猶予期間があります。

注) 現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。(厚労省パンフ)
本講習でも『安全帯』と呼びます。



	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	✗→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

1. 関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

施行と経過措置（猶予期間）

- 改正法令は**2019年2月1日**から**施行**
- 現行の構造規格**に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは**2022(平成34)年1月1日**まで

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×
安全帯の規格改正（予定）					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

1. 関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

施行と経過措置（猶予期間）

- 墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。
- 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件（ランヤードのフック等の取付高さ：0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ：1.45m、ランヤード長さ：1.7m、ショックアブソーバ（第一種）の伸びの最大値：1.2m、フルハーネス等の伸び：1 m程度。）を想定すると、**5 m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所では作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること
- **現行の構造規格の胴ベルトも経過措置として性能要件を満たすとされる**ので6.75m以上の高所でも2022(平成34)年1月1日まで使用できる。すなわち、胴ベルトを使用し続けるのであれば特別教育も2022(平成34)年1月1日まで猶予される。

1. 関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

安全衛生規則改正

第XX条	変更	内容
36	高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務	特別教育に41番を追加
130の5	食品加工機械の粉砕機などへの転落等における危険の防止	記述を安全帯から要求性能墜落制止用器具
142	粉砕機及び混合機の転落などの危険の防止	
194の22	高所作業車	
247	型枠支保工の組立て 作業主任者の職務	
360	地山の掘削作業主任者の職務	
375	土止め支保工 作業主任者の職務	
383の3	ずい道などの掘削等作業主任者の職務	
383の5	ずい道などの覆作業主任者の職務	
404	採石のための掘削作業主任者の職務	
517の5	建築物などの鉄骨の組立て等作業主任者の職務	

1. 関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項


安全衛生規則改正

第XX条	変更	内容
517の9	鋼橋架設など作業主任者の職務	記述が安全帯から要求性能墜落制止用器具
517の13	木造建築物の組立て等作業主任者の職務	
517の18	コンクリート造りの工作物の解体など作業主任者の職務	
517の23	コンクリート橋架設など作業主任者の職務	
518	墜落などによる危険防止作業床の設置等	
519・520	墜落などによる危険防止開口部などの囲い等	
521	2m以上の高所での使用、取付具	
532の2	ポッパーなどの内部における作業の制限	
533	煮沸槽などへの転落による危険の防止	
532の2	ポッパーなどの内部における作業の制限	
533	煮沸槽などへの転落による危険の防止	
552	架設通路（取付具）	
563	作業床（取付具）	

1. 関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

安全衛生規則・ボイラー規則・クレーン規則・ゴンドラ規則・酸欠規則改正

第XX条	変更	内容
564	足場の組み立てなどの作業	記述が安全带から要求性能墜落制止用器具
566	足場の組立てなど作業主任者の職務	
575の6	作業構台（取付具）	
ボ則16	ボイラー据え付け工事	
ク則27	クレーンの吊具に労働者を乗せる作業	
ク則33	クレーン組み立て・解体作業	
ク則73	移動クレーンの吊具に労働者を乗せる作業	
ク則75の2	移動クレーンのジブの組み立て・解体作業	
ク則118	デリックの組み立て・解体	
ク則153	屋外設置エレベーターの組み立て・解体作業	
ク則191	建設用リフトの組み立て・解体作業	
ゴ則17	ゴンドラの作業床における作業	
酸欠則6	酸欠になって転落するおそれのある作業	

1. 関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

労働基準法	(法律)
労働基準法施行規則	(省令)
女性労働基準規則		
年少者労働基準規則		
労働安全衛生法	(法律)
労働安全衛生法施行令	(政令)
労働安全衛生規則	(省令)
ボイラー及び圧力容器安全規則		
クレーン等安全規則		
ゴンドラ安全規則		
有機溶剤中毒予防規則		
鉛中毒予防規則		
四アルキル鉛中毒予防規則		
特定化学物質障害予防規則		
高気圧作業安全衛生規則		
電離放射線障害防止規則		
酸素欠乏症等防止規則		
事務所衛生基準規則		
粉じん障害防止規則		
石棉障害予防規則		
機械等検定規則		
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則		
労働安全衛生法関係手数料令	(政令)
じん肺法	(法律)
作業環境測定法		
労働者災害補償保険法		
健康増進法		

法律： 国会両院の議決で成立します。なお、法律案について参議院が衆議院と異なった議決をしたときは、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すれば法律となります。法律は、主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署し、天皇がこれを公布します。

政令： 憲法及び法律の規定を実施するために内閣が制定する法令で、閣議によって決定し、主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とし、天皇が公布します。

省令： 各省大臣が、主任の行政事務について、法律若しくは政令の特別の委任に基づいて発する法令です。厚生労働大臣が定めるものを厚生労働省令といいます。省令は、主に「〇〇〇規則」という法令名となっています。

告示： 公の機関が法令に基づいて指定、決定等の処分その他の事項を一般に公に知らせる行為又はその行為の形式の一種で、法令としての性格をもつこととなります。

通達： 各大臣、各委員会及び各庁の長が、その所掌事務について、所管の諸機関や職員に示達する形式の一つで、執務上依拠しなければならない法令の解釈や運用方針等を内容としています。

1. 関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

安全衛生法

- 1. 管理体制:**事業者の責務(3条)、労働者の協力(4条)、労働災害防止計画の策定(6-9条)、総括安全衛生管理者(10条)、安全管理者(11条)、安全衛生推進者(12条の2)、作業主任者(14条)、安全委員会(17、19条)
- 2. 具体的措置:**事業者の講ずべき措置(20-25条の2)、労働者の順守事項(26条)、事業者の行うべき調査など(28条の2)→RA、機械等貸与者の講ずべき措置(33条)、建設物貸与者の講ずべき措置(34条)、重量表示(35条)
- 3. 教育:**安全衛生教育(59条):→雇入・作業内容変更・特別教育(則36条)、職長教育(60、60の2条)、就業制限(61条)→特別教育より危険有害、登録教習機関で実施、特別安全衛生改善計画(78条)→改善措置が必要な事業場、

1. 関係法令

安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項

安全衛生法

1. **届出申告**: 計画届(88条)→一定規模又は危険有害な工事・設備の設置時に監督署長・厚労大臣に届け出、OSHMS で一部免除、労働者の申告(97条)→申告を理由に対する不利益待遇の禁止
2. **建設業関連**: 建設業のジョイントベンチャー(5条)、統括安全衛生責任者(15条)、元方安全衛生管理者(15条の2)、店社安全衛生管理者(15条の3)、安全衛生責任者(16条)、
3. **元請けと請負関係**: 元方事業者の講ずべき措置(29条)～請負人の講ずべき措置(32条)
4. **設備・器具の安全装置・安全基準**: 技術上の指針(28条)、製造の許可(37-40条)→特定機械(8種)、譲渡の制限(42-45条)→個別検定・型式検定